

健やかライフ

2022. 4

No.193

CONTENTS

- P2~4 ▶ 令和4年度 保険料率・事業計画・予算のお知らせ
- P5 ▶ 健康保険法の一部が改正されました
- P6~7 ▶ 40歳以上の被扶養配偶者の方必見！
 - ・年1回、健診(無料)で体の状態をチェックしましょう！
 - ・パート先等での健康診断の結果を提供いただいた方に
QUOカード2,000円分を進呈します！
- P8 ▶ 事業所との個人データの共同利用について



ホームページをリニューアルしました!

<http://www.st-kenpo.or.jp>

スマートフォンにも対応し、大変見やすくなりました。
ぜひアクセスしてください。

本誌がホームページ上でダウンロードできます

保険料率・事業計画・予算のお知らせ

令和4年2月16日(水)の第108回組合会におきまして、当健保組合の令和4年度の保険料率・事業計画・予算が可決、承認されました。
その概要をお知らせします。

保険料率(健康保険および介護保険の料率引き下げ)

当健康保険組合の財政を検証いたしましたところ、医療費および納付金は増加傾向にあります。標準報酬および積立金等を含めると、皆様のご協力により、当面安定した運営が見込まれます。

また、当健康保険組合が国に納める介護納付金は、令和3年度に比べ約4,800万円の減額となりました。この状況を踏まえ、健康保険料率および介護保険料率を引き下げることになりました。

●令和4年度保険料率

区分		保険料率(千分率)	
		現行	変更後
健康保険	一般保険料	97.1	96.7
	調整保険料	1.3	1.3
	合計	98.4	98.0 (千分の0.4引き下げ)
介護保険 (40歳以上65歳未満の被保険者)		17.8	17.0 (千分の0.8引き下げ)

【適用年月日】・令和4年3月1日(令和4年3月分保険料から)※4月支払給与から控除
・任意継続被保険者は令和4年4月分から変更となります。

事業計画

令和4年度も引き続き、業界で働く皆様とご家族の健康をサポートするため、健康診断の受診促進、医療機関への受診勧奨による疾病の重症化予防等に積極的に取り組んでまいります。

皆様におかれましても、当健保組合の各種保健事業をご活用いただき、ご自身の健康維持・増進に取り組んでください。

重点事業 ▶ 1 健康診断の実施

加入員の皆様をご自身の身体の状態を確認したり、病気の早期発見、早期治療を目的に健康診断事業を実施しています。

自覚症状のない病気を早期に発見できることもありますので、ご自身の身体の状態を確認するため、健康診断を一年に一度は必ず受診してください。

→【申込方法等の詳細は本誌『健やかライフ』4月号別冊『健康診断・保健指導ガイド』に掲載】

重点事業 ▶ 2 特定保健指導の実施

将来の生活習慣病を防ぐため、生活習慣を見直すためのアドバイスが受けられる特定保健指導事業を実施しています。

健康診断の結果、生活習慣を見直すための保健指導が必要と判断された場合には、当健保組合よりご案内をしますので、ご自身の健康保持のため、必ず保健指導を受けてください。

→【詳細は本誌『健やかライフ』4月号別冊『健康診断・保健指導ガイド』に掲載】

重点事業 ▶ 3 受診促進通知の実施

健康診断の結果、「治療」または「精密検査」が必要と判断されながら、その後、医療機関を受診していない方のうち、特に早急に医療機関の受診が必要な方に対して、医療機関への受診を促す通知をご自宅に送付しています。

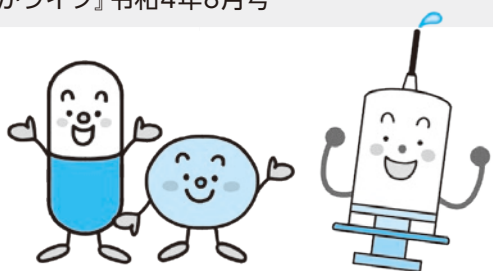
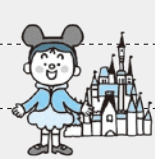
未受診のまま放置すれば、病気が進行し、重症化する恐れがあります。健康診断の結果、「治療」または「精密検査」が必要と判断された場合には、必ず医療機関で受診してください。

事業所への 情報提供

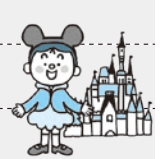

通知後も受診が確認できない場合、被保険者については、労働安全衛生法に規定する定期健康診断の検査結果について事業所に情報提供し、事業所と共同して重症化予防に取り組んでいきます。

令和4年度に実施するその他の保健事業

【疾病予防・健康管理】

インフルエンザ予防接種の費用補助	10月～1月	『健やかライフ』令和4年8月号		
医療費のお知らせ	1・3月			
後発医薬品促進通知	6・9・1・3月			
事業所用救急薬品の配付	12月			
被扶養者への健康診断の受診促進	6月			
被保険者向け救急薬品の斡旋	6月～9月 11月～3月	『健やかライフ』令和4年6月・11月号		
電話健康相談	通年	別冊『保養施設ガイド』		19ページ、本誌折込チラシ
育児書の配付				19ページ

【心身の保養・体カづくり】

直営保養所「熱海 薫風荘」の開設			2～4ページ	
契約保養所の利用補助	通年	別冊『保養施設ガイド』	5～16ページ	
東京ディズニーリゾート® の利用補助			18ページ	
プールの利用補助	7・8月	『健やかライフ』令和4年6月号		
マス釣り大会の実施	10月	『健やかライフ』令和4年8月号		
スキーリフトの利用補助	12月～3月	『健やかライフ』令和4年11月号		

予 算

当健保組合の令和4年度予算の主な内容は次のとおりです。

一般勘定予算 予算総額 157億9,034万9千円

準備金繰入 6億9,783万6千円

収入不足を補うため、準備金から繰り入れます。

収
入



保険料収入 146億8,716万5千円

皆様や事業主から納めていただく保険料は組合運営の大切な財源です。

調整保険料収入、財政調整事業交付金など 4億534万8千円

支
出



保険給付費 92億2,780万4千円

皆様が病気やけがをしたときの、医療費や各種給付金の費用です。

保健事業費 10億2,414万6千円

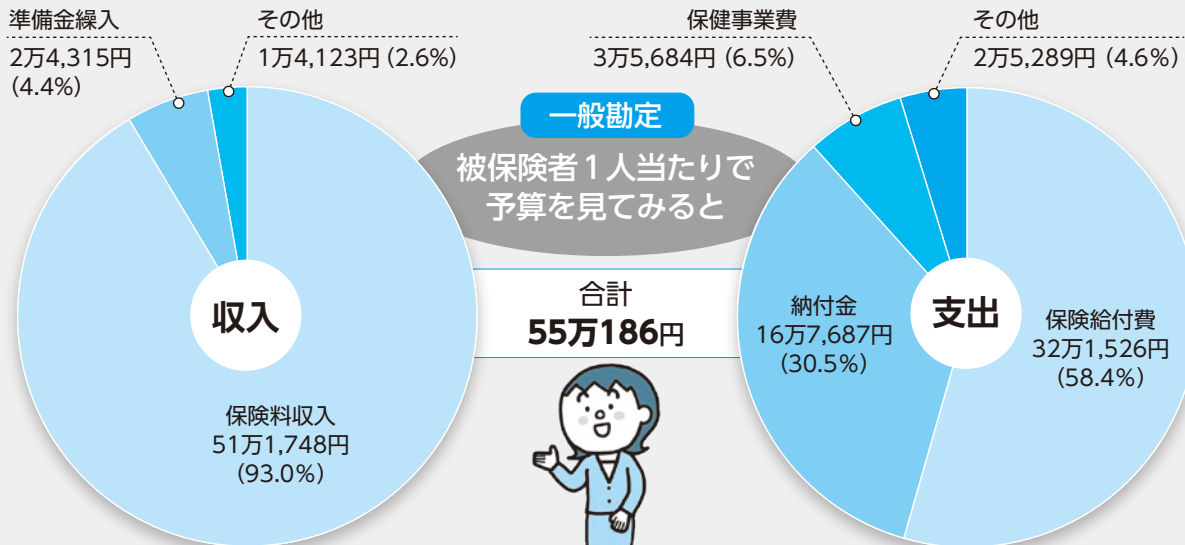
人間ドックなどの各種健診事業や、宿泊施設を利用した際の補助金事業などの費用です。



納付金 48億1,261万3千円

国へ納付する後期高齢者支援金、前期高齢者納付金等の費用です。

財政調整事業拠出金、事務費、予備費など 7億2,578万6千円



※100%にするために、パーセントを調整している箇所があります。

収 入

科 目	予算額 (千円)
介護保険収入	1,696,132
繰入金	63,043
雑収入等	2
合 計	1,759,177

介護勘定予算

介護勘定予算は
総額 17億5,917万7千円に
決定され
ました。



支 出

科 目	予算額 (千円)
介護納付金	1,746,477
介護保険料還付金	700
予備費	12,000
合 計	1,759,177

健康保険法の一部が改正されました

その内容についてお知らせいたします。

傷病手当金の支給期間の通算化

令和4年
1月から

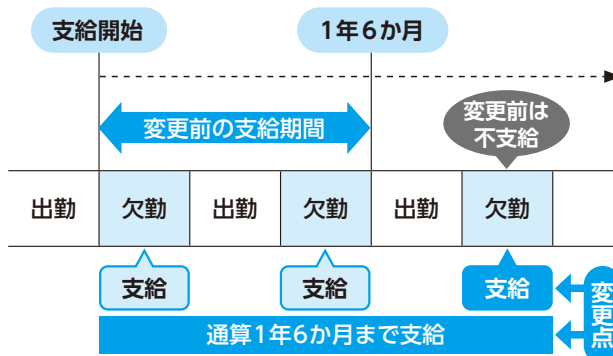
病気やケガで休むときの所得補償が手厚くなりました

病気やケガで働けないときに支給される「傷病手当金」の支給期間は1年6か月までです。この支給期間については、令和3年12月までは、途中で出勤した日があっても暦上の1年6か月までとなっていました。令和4年1月からは、出勤したため傷病手当金が不支給となった期間がある場合、その分の期間を延長して支給を受けられるようになりました。

傷病手当金とは

被保険者が業務外の事由による病気やケガの治療のために仕事を休み、その間給与等が支払われないとき、健保組合から被保険者の生活費を補償するために支給されるものです。

■傷病手当金見直しのイメージ



任意継続被保険者制度の見直し

令和4年
1月から

①本人の申請による資格喪失を可能に

退職した後も、希望する方は「任意継続被保険者」として最大2年間健保組合に加入することができます。任意継続被保険者になると、任意で脱退する規定がありませんでしたが、令和4年1月からは被保険者の申請により脱退できるようになりました。

②保険料の算定基礎を、規約で定めることが可能に

任意継続被保険者の保険料は、①健保組合の全被保険者の平均標準報酬月額か、②退職時の標準報酬月額のいずれか低い額に、保険料率を掛けて算出しています。令和4年1月からは、②の退職時月額が①の平均月額を上回る任意継続被保険者については、健保組合の規約により、①と②の範囲内で定めた額とすることが可能となりました（当健保組合は全被保険者の平均標準報酬月額となりました）。

令和4年度標準報酬月額の上限額について

当健保組合の任意継続被保険者の標準報酬月額の上限額は、前年9月30日現在の全被保険者の平均標準報酬月額を標準報酬月額等級表に当てはめた額となっており、令和4年度の上限額は次のとおりとなりました。

標準報酬月額上限額 380,000円（参考：令和3年度360,000円）



任意継続被保険者制度とは

健康保険の被保険者が、退職した後も、選択によって引き続き最大2年間、退職前に加入していた健康保険の被保険者になることができる制度。

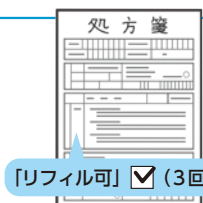
リフィル処方箋の導入

令和4年
4月から

リフィル処方箋が導入され、症状が安定している慢性疾患の患者は一定期間内であれば医療機関を再診しなくても薬の処方箋を繰り返し利用できるようになりました。患者の通院の負担軽減につながり、受診回数が減ることで医療費抑制も期待されます。

なお、投薬量に限度がある新薬や向精神薬、湿布薬は対象外となりました。

- 処方箋様式を変更して「リフィル可」チェック欄を新設し、医師がリフィルによる処方が可能と判断した場合に、処方箋の「リフィル可」欄に✓点、使用回数が入力される。
- リフィル処方箋の総使用回数の上限は3回まで。
- 2回目以降は、前回調剤日を起点に投薬期間を経過する日を次回調剤予定日とし、その前後7日以内に調剤してもらう。



年1回、健診(無料)で体の状態をチェックしましょう!

被扶養者のみなさん、日々忙しく過ごすなか、健診の受診をつい後回しにしていますか?

メタボリックシンドローム予防を目的とした40歳以上の方が対象の「特定健診」は、被保険者は90%以上受けているものの、被扶養者の方は40%程度にとどまっています。

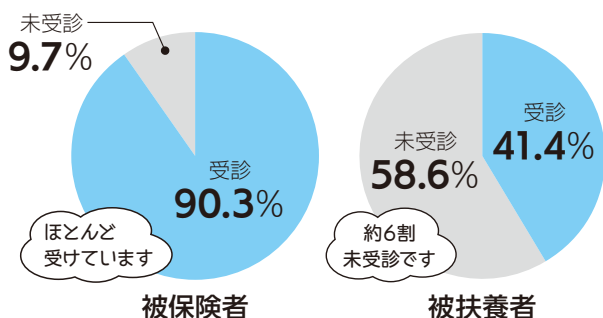
健診を受診し、体の状態をチェックすることは病気の早期発見やメタボ予防につながり、自分のためだけでなく家族の幸せにもつながりますので、年1回健診を受けましょう。

申込方法等につきましては、『2022年度健康診断・保健指導ガイド』をご覧くださいませようお願いします。

幼稚園バスを見送った公園にて...



●当健保組合の特定健診の受診率 (令和2年度)



無料で受けられて、婦人科検査やメタボかどうかも調べてくれるのね

私も予約しようっと!



被扶養者のみなさんへ

特定健診のご案内

被扶養者のみなさんを対象とした、メタボリックシンドロームの予防を目的とした健診です。

特定健診の検査項目

身体計測
身長、体重、BMI、腹囲
身体診察
血圧測定
脂質検査
中性脂肪、HDLコレステロール、LDLコレステロールまたはNon-HDLコレステロール
肝機能検査
AST (GOT)、ALT (GPT)、γ-GT (γ-GTP)
血糖検査
空腹時血糖またはHbA1c
尿検査
尿糖、尿蛋白

パート先等での健康診断の結果を提供いただいた方に

QUOカード 2,000円分を 進呈します!



※写真はイメージです。

健康保険組合は、40歳以上の加入員の健康診断（特定健診）の結果について、国への報告が義務付けられておりますので、健康診断（特定健診）の結果をご提供いただきますようお願いいたします。



対象者

- 当健保組合の被扶養配偶者で40歳以上の方
(今年度に当健保組合の健康診断補助制度の利用がない方)

提出書類

- ① パート等勤務先 被扶養配偶者健診結果連絡票
当組合ホームページからダウンロードしてください。
当組合ホームページ (<http://www.st-kenpo.or.jp>) → 申請書一覧 → 保健事業に関する書式 → 『パート等勤務先被扶養配偶者健診結果連絡票』
- ② 健康診断結果表^(※)の写し(令和4年4月1日～令和5年3月31日に受診したもの)
※ 健康診断結果は、以下の検査項目を含む結果表になりますので、ご確認いただきますようお願いいたします。

検査項目

- ◇ 診察(既往歴、自覚症状、他覚症状)
- ◇ 身体測定(身長、体重、腹囲、BMI または肥満度)
- ◇ 血圧
- ◇ 採血(GOT (AST)、GPT (ALT)、 γ -GTP、空腹時血糖またはHbA1c、中性脂肪、HDL コレステロール、LDL コレステロール)
- ◇ 検尿(尿糖、尿たんぱく)
- ◇ 検査以外の必須情報(健診日、健診実施機関名、医師名)

提出期限

令和5年4月28日(金)まで

郵送先

〒171-0021 東京都豊島区西池袋3-30-5 測量地質健康保険組合 施設課宛
・送料はご負担いただきますようお願いいたします。

お問い合わせ先

測量地質健康保険組合 施設課 電話 03-3987-3151

事業所との個人データの共同利用について

当健保組合では、被保険者の皆様の健康管理のため、事業所と個人データを共同利用しております。当健保組合ホームページ等でもお知らせしておりますが、ご理解・ご協力のほどよろしくお願いいたします。

共同利用の概要

個人情報保護法では、健康診断等の個人データは、あらかじめ本人の同意なく第三者に提供してはならないとされておりますが、同法第23条第5項第3号において、特定の者との間で共同して利用される個人データについては、個人データを共同で利用すること等（詳細は下記1～4参照）について、あらかじめ本人に通知し、または本人が容易に知り

える状態に置いているときは、当該個人データの提供を受ける者は第三者に該当せず、個人情報取扱事業者は、本人の同意がなくても、個人データを提供することができるとされています。

当健保組合では、健康診断結果等を事業所へ情報提供するため、健康診断結果等の個人データを事業所と「共同利用」させていただいております。

1. 共同利用する個人データの項目

当該事業所の被保険者の氏名、生年月日、年齢、性別、被保険者証記号番号、健診機関名、健診区分、健診日、健診結果及び数値・判定（労働安全衛生法に規定する定期健康診断の範囲）、特定健康診査の受診状況、特定保健指導対象者の氏名、該当する特定保健指導コース及び実施状況、健康診断後に治療又は精密検査が必要と判断された方で、医療機関での受診が確認できない方の氏名及び該当する検査結果（労働安全衛生法に規定する定期健康診断の範囲）。

2. 共同利用者の範囲

健康診断受診者、特定保健指導対象者及び受診勧奨対象者が勤務する測量地質健康保険組合適用事業所と測量地質健康保険組合。

3. 共同利用目的

- ・適用事業所としては労働者の健康管理のため。
- ・測量地質健康保険組合としては加入者の健康管理のため。
- ・適用事業所と測量地質健康保険組合が協力して保健指導及び重病化予防を進めるため。

4. 共同利用に係る個人データの管理責任者

測量地質健康保険組合。

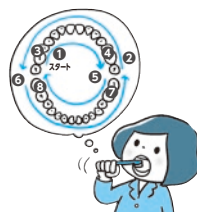
※共同利用を希望されない場合 総務部施設課までお申し出ください。

●ヘルシーコラム

むし歯と歯周病を正しい歯みがきで防ごう

口内二大疾患のむし歯と歯周病のおもな原因はプラーク（歯垢）です。歯みがきの最大の目的は、このプラークを除去することにあります。プラークのつきやすい「歯と歯の間」、「歯と歯肉の境目」、「噛み合わせの面」、また、みがき残しの多い前歯の裏は特に注意してみがきましょう。イラストのように自分の中でみがく順番を決めると、みがき残しを減らすことができます。

就寝中はだ液の分泌が少なくなり、口の中の汚れを洗い出す自浄作用が低下するため、細菌が繁殖しやすい環境になります。寝る前の歯みがきは特にていねいに行いましょう。



組合の現況

（令和4年2月末現在）

事業所数	529社
被保険者数	28,704人
被扶養者数	20,602人
平均標準報酬月額	370,298円

表紙題字は内藤理事長 揮毫